

令和3年第1回（3月）定例会 議案参考資料

【単行議案】

議第 17 号	財産区管理委員の選任について	1P
議第 18 号	宮津市第2期行財政運営指針を定めることについて	2P
議第 19～24 号	公の施設の指定管理者の指定について	3P
議第 25 号	宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置 規約の変更について	5P
議第 26 号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	8P
議第 27 号	宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に ついて	10P
議第 28 号	宮津市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について	19P
議第 29～30 号	宮津市未来を担う人財応援奨学金基金条例及び宮津市未来を担う人財応援奨学金 の貸与に関する条例の制定について	20P
議第 31 号	宮津市国民健康保険税条例の一部改正について	21P
議第 32 号	宮津市国民健康保険条例の一部改正について	30P
議第 33 号	宮津市保育所条例の一部改正について	32P
議第 34 号	宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の 一部改正について	34P

議第 35 号	宮津市介護保険条例の一部改正について	43P
議第 36 号	宮津市営駐車場条例の一部改正について	51P
議第 37 号	宮津市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給基金条例の制定について	55P
議第 38 号	宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程の廃止について	56P
議第 39 号	宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について	57P

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第17号	財産区管理委員の選任について	区分	人事案件
-------	----------------	----	------

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の要旨・目的 日ヶ谷財産区の財産区管理委員に欠員が生じたため、委員の選任について、財産区管理条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <p>○選任予定者の人数 日ヶ谷財産区：1名</p> <p>○任期 日ヶ谷財産区 ～令和6年9月30日：前任者の残任期間</p> <p>○選任予定者 日ヶ谷財産区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>生年月日</th> <th>住所</th> <th>任期</th> <th>再任・新任の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くぼ ひろし 久保 浩</td> <td>昭和35年4月24日</td> <td>日ヶ谷1973番地</td> <td>～R6. 9. 30</td> <td>新任 (過去経験者)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆提案の根拠法令 財産区管理条例（昭和31年条例第32号） （委員の選任） 第3条 委員は、当該財産区の区域内に引き続き3月以上住所を有する者で、宮津市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）の中から、当該財産区においてあらかじめ選定した者を市長が議会の同意を得て選任する。</p>					氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別	くぼ ひろし 久保 浩	昭和35年4月24日	日ヶ谷1973番地	～R6. 9. 30	新任 (過去経験者)	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>※財産区について 7財産区（上宮津、由良、栗田、吉津、世屋、養老、日ヶ谷） 各財産区の委員定数は協議により次のとおりで、任期は4年間 上宮津、由良、栗田、吉津、養老 各7名 世屋 5名、日ヶ谷 6名</p> <p>◇財産区管理条例第2条第2項及び第3項 令和2年6月改正 第2条 前条の各財産区に、財産区管理会（以下「管理会」という。）を置く。 2 管理会は、財産区管理委員（以下「委員」という。）7人以内をもって組織する。 3 委員の定数は、市長が各財産区と協議して定めるものとする。</p>				
氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別															
くぼ ひろし 久保 浩	昭和35年4月24日	日ヶ谷1973番地	～R6. 9. 30	新任 (過去経験者)															
<p>【市民参加の状況】</p>																			
<p>【政策等の効果及び費用】</p>																			
<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>																			
<p>担当課・係</p>			<p>添付資料</p>																
<p>農林水産課 産業基盤係（45-1627）</p>																			

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第18号	宮津市第2期行財政運営指針を定めることについて	区分	計画
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 本年度をもって『宮津市行財政運営指針』が期間終了することに伴い、令和2年9月の「市税等のあり方検討委員会」からの提言を最大限に取り入れ、令和3年度から令和12年度までの10年間における行財政運営の基本的な指針として『宮津市第2期行財政運営指針』を定めるもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <p>指針① 中長期的な視点による行財政運営と高コスト体質の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 行財政運営のベースとなる収支計画は10年間（従来は5年間）とし、厳しい将来予測と「財政健全化に向けた取組み」の一部下方修正による現実に即した計画として策定 相対的に高コストとなっている行政サービス全般を検証し、財政規模や人口規模に見合う行政サービスの水準を見極め、それを継続的に提供できる体制を構築 <p>指針② 安定した行財政運営に向けた財政規律の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設地方債発行の総枠キャップを設定（総額55億、平均5.5億/年） 財政状況の健全度を測る重要指標等について、期間終期における目標値を設定 <p>指針③ 重要課題への着実な対応と優先的な財源配分</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政調整基金への積立て（期間終期において7億円以上） 新総合計画推進に向けた財源（4,000万円/年） <p>上記指針により策定した収支計画における財源不足額（約16億円）は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 人件費の削減（目標額7億円） 事務事業等の見直し（目標額6億円） 増収対策（目標額3億円） <p>により、「中長期的な視点による体質改善」を念頭に確保を図る。</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮津市行政改革大綱2006（H18～H22） 宮津市財政健全化計画2011（H23～H27） みやづビジョン2011（H23～R2） 宮津市行財政運営指針（H28～R2） 財政健全化に向けた取組み（R元～R5） 宮津市総合計画（R3～R12） 	
		<p>【市民参加の状況】</p>	
		<p>【政策等の効果及び費用】</p>	
		<p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>></p>	
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
<p>担当室・係</p> <p>財政課 予算係（45-1610）</p>		<p>添付資料</p>	

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第19号～
第24号

公の施設の指定管理者の指定について

区分

その他

<p>【提案の概要】</p>	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p>	
<p>◆提案の趣旨・目的 令和3年3月末で指定期間が満了する施設のうち、9の公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 ○指定管理施設、指定管理者及び指定期間：「指定管理者指定施設一覧」のとおり</p> <p>◆提案の根拠法令 ○地方自治法（昭和22年法律第67号） （公の施設の設置、管理及び廃止） 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2～5 （略） 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7～11 （略）</p>	<p>【背景】 平成18年4月から指定管理者制度による施設管理を開始し、指定期間3年での運用を基本として、外部の有識者等による「宮津市指定管理者選定委員会」による審査等を経た上で、指定管理者を指定するもの。</p> <p>【経過】 R2. 8～11 : 「宮津市指定管理者選定委員会」により、本年度末で指定期間が満了する施設について、選定方法（公・非公募）、指定期間等を決定 R2. 12～R3. 1 : 指定管理者の候補者の募集 R3. 2 : 指定管理者の候補者の選定（選定委員会で審査）</p>	
	<p>【市民参加の状況】</p>	
	<p>【政策等の効果及び費用】</p>	
	<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
	<p>担当課・係</p>	<p>添付資料</p>
	<p>財政課 予算係 (45-1610)</p>	<p>指定管理者指定施設一覧</p>

■指定管理者指定施設一覧

	施設名	現在の状況等			令和3年度以降の方針					所管部
		導入方法	指定管理者	指定期間	導入方法	指定管理者	指定期間	指定管理料の取扱い	事業計画における主な事業	
1	宮津運動公園	非公募 (規則第2条第2号)	(公財) 宮津市民実践活動センター	3年間	非公募 (規則第2条第2号)	(公財) 宮津市民実践活動センター	1年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じて変更する。(過不足額を精算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージ事業(プロの音楽等の舞台芸術や優れた作品を鑑賞する機会を低料金で提供) ・参加・育成・交流事業(地域の活動団体等が発表する場を創出するほか、若者の地元定着を目的に男女交流の機会を創出する) ・事業促進ボランティア(事業実施に携わり、参加者の目線での事業に対しての要望や意見を得る機会を創出するとともに、企画・運営の体験を通して、実践活動意識の高揚と地域リーダーの養成を図る) ・スポーツ活動促進事業(「参加・体験」型のスポーツ教室の開催、グループ等によるスポーツ活動の継続支援・育成事業) ・各団体との連携事業(市文化団体協議会との市民文化祭の共催、市民卓球大会、天橋立ツアーウォークの共催) ・ICTを活用した情報発信(ホームページ・SNSの活用による情報発信を図り、市内外の事業所、団体、学校等の合宿誘客等) 	総務部 建設部 教育委員会事務局
2	宮津市民体育館									
3	みやづ歴史の館									
4	宮津市中央公民館									
5	宮津市B&G海洋センター	非公募 (規則第2条第3号)	(公財) 京都府青少年育成協会	3年間	非公募 (規則第2条第3号)	(公財) 京都府青少年育成協会	2年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じての変更は行わない。	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府立青少年海洋センター(マリンピア)との一体的な幅広いPR・広報活動による体育館の利用促進 ・「海の京都タックルアリーナ」として、レスリングクラブ・レスリング愛好家及び関係者へのPR、国体京都府予選会やその他レスリング協議会及び合宿の誘致 ・宮津市ジュニアレスリング教室等の自主事業を開催 ・地域住民や市内教育機関等の体育館の利用促進 	企画財政部
6	宮津市デイサービスセンターはまなす苑	非公募 (規則第2条第4号)	(福)北星会	3年間	非公募 (規則第2条第4号)	(福)北星会	5年間	指定管理料を支払わず、指定管理者の経営努力のみで対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業(在宅の要介護者への日常生活介助及び機能訓練) ・介護予防通所介護事業(在宅の要支援者への介護予防サービス) 	健康福祉部
7	宮津市林業振興センター	非公募 (規則第2条第3号)	宮津地方森林組合	3年間	非公募 (規則第2条第3号)	宮津地方森林組合	1年間	指定管理料を支払わず、指定管理者の経営努力のみで対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティア支援活動 ・林業機械の点検支援 ・林業研究会支援活動 ・安全教育等の実施 	産業経済部
8	宮津市海洋釣り場	非公募 (規則第2条第1号)	小田宿野自治会	3年間	非公募 (規則第2条第1号)	小田宿野自治会	3年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じて変更する。(不足は補てん、余剰は1/2を納付)	<ul style="list-style-type: none"> ・ファン感謝デー ・年間大物大賞の表彰 ・釣り大会 ・写真撮影サービス(釣果写真の提供) 	産業経済部
9	重要文化財旧三上家住宅	非公募 (規則第2条第2号)	元結屋27	3年間	公募	(特非) 天橋作事組	3年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じて変更する。(不足は補てん、余剰は1/2を納付)	<ul style="list-style-type: none"> ・学生による利活用(まちなみ再生や空家活用などをテーマとした学生同士の意見交換、研究発表、交流の場として活用) ・食文化の発信(三上家の生業である酒造業に関連付けた、丹後地酒の普及を目的とするイベントの開催など) ・文化振興活用(地域住民を対象とした、楽器教室、文化・歴史関連講習等を実施。また、和火や盆などのイベント時期に合わせて音楽ライブ等を開催。) ・ユニークベニュー利用促進(観覧以外の目的客を取り込むため、ウェディングフォトや歴史系コスプレの撮影会場として活用) 	教育委員会事務局

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。ただし、規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定める理由により市長等が認める場合は、この限りでない。

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(公募の例外)

第2条 条例第2条の規則で定める理由は、次の各号のいずれかの場合とする。

- (1) 施設の管理上当該地域の団体に管理を行わせることが適当と認められる場合
- (2) 市が関与又は育成することが必要と認める団体で、その活動目的に関係する施設の管理を行わせることが適当と認められる場合
- (3) 施設に活動拠点を置く団体を指定して、一体的に管理させることが合理的な場合
- (4) 専門的で高度な技術を有する団体に管理を行わせることが適当と認められる場合
- (5) 施設の管理上緊急に指定管理者の指定を必要とし、公募する暇がない場合

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第25号

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津市・与謝郡2町で共同設置している障害者介護給付費等支給認定審査会の事務局が宮津市に変更されることに伴い、規約を変更するもの。

◆提案の概要

事務局の変更 「与謝野町」を「宮津市」に変更する。

◆施行日

令和3年4月1日

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会

- 目的 障害福祉サービス利用者の障害支援区分の審査と判定を行う。
- 設置年月日 平成18年4月1日
- 業務 ①法に規定する介護給付に係る障害支援区分の審査及び判定
②市町の支給要否決定等に当たっての意見
- 委員 障害保健福祉の学識経験を有する者 5名
- 運営 宮津市、伊根町及び与謝野町の共同設置
- 運営経費 1市2町の負担金
- 事務局 令和3年4月1日～令和5年3月31日 宮津市
(審査会設置時の申合せにより、事務局は宮津市と与謝野町で2年ごとの持ち回りとしている。)
- 設置根拠 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条

【政策等の背景・提案までの経過】

平成18年に施行された障害者自立支援法に伴い、それまで各市町村に委ねられていた支給決定が全国共通の認定基準での調査及び審査により決定されることとなり、障害者の支援の必要度が客観的に判断され、支給決定の明確化、透明化が図られた。

また、平成26年4月からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、「障害程度区分」が「障害支援区分」に変更され、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すための区分となった。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【予算額】

障害者支援区分認定審査会運営事業費 1,276千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

社会福祉課 障害福祉係 (45-1622)

添付資料

・新旧対照表

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について

No. 1

現 行	新 旧 対 照 表 改 正 後
<p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地与謝野町役場加悦庁舎内</u>とする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(委員の選任方法)</p> <p>第5条 審査会の委員は、共同設置市町の長が協議して定める委員の候補者について、<u>与謝野町長</u>がこれを選任する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>与謝野町長</u>は、速やかにその旨を<u>宮津市及び伊根町</u>（以下「<u>関係市町</u>」という。）の長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を選任するものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第6条 審査会の事務を補助する<u>与謝野町</u>の職員の定数は、共同設置市町の長が協議して定める。</p> <p>(負担金)</p> <p>第7条 審査会に関する共同設置市町の負担金の額は、共同設置市町の長がその協議により決定しなければならない。</p> <p>2 <u>関係市町</u>は、前項の規定による負担金を<u>与謝野町</u>に交付しなければならない。</p> <p>3 前項の負担金の交付の時期については、共同設置市町がその協議により定める。</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>京都府宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内</u>とする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(委員の選任方法)</p> <p>第5条 審査会の委員は、共同設置市町の長が協議して定める委員の候補者について、<u>宮津市長</u>がこれを選任する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>宮津市長</u>は、速やかにその旨を<u>伊根町及び与謝野町</u>（以下「<u>関係町</u>」という。）の長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を選任するものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第6条 審査会の事務を補助する<u>宮津市</u>の職員の定数は、共同設置市町の長が協議して定める。</p> <p>(負担金)</p> <p>第7条 審査会に関する共同設置市町の負担金の額は、共同設置市町の長がその協議により決定しなければならない。</p> <p>2 <u>関係町</u>は、前項の規定による負担金を<u>宮津市</u>に交付しなければならない。</p> <p>3 前項の負担金の交付の時期については、共同設置市町がその協議により定める。</p>

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について

No. 2

新 現 行	旧 対 照 表 改 正 後
<p>(予算) 第8条 審査会に関する<u>与謝野町</u>の予算は、これを一般会計とする。</p> <p>(決算報告) 第9条 <u>与謝野町長</u>は、審査会に関する決算を<u>与謝野町議会</u>の認定に付したときは、当該決算を、<u>関係市町</u>の長に報告しなければならない。</p> <p>第10条 略</p> <p>(委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程) 第11条 <u>与謝野町</u>は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ<u>関係市町</u>と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による条例、規則その他の規程を、<u>与謝野町</u>が制定又は改廃したときは、<u>関係市町</u>の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。</p> <p>(その他) 第12条 略</p>	<p>(予算) 第8条 審査会に関する<u>宮津市</u>の予算は、これを一般会計とする。</p> <p>(決算報告) 第9条 <u>宮津市長</u>は、審査会に関する決算を<u>宮津市議会</u>の認定に付したときは、当該決算を、<u>関係町</u>の長に報告しなければならない。</p> <p>第10条 略</p> <p>(委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程) 第11条 <u>宮津市</u>は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ<u>関係町</u>と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による条例、規則その他の規程を、<u>宮津市</u>が制定又は改廃したときは、<u>関係町</u>の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。</p> <p>(その他) 第12条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この規約は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>令和2年度の決算については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第26号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

財政健全化の取組として、市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を1年間延長するもの。

◆提案の概要

■市長等特別職の給与の減額措置の継続

○給与減額の期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

○給与減額措置の内容

	(本来の月額給料)		(引き下げ後)	(引き下げ率)
市長	900,000円	→	720,000円	△20%
副市長	730,000円	→	584,000円	△20%
教育長	660,000円	→	528,000円	△20%

◆施行日

公布の日

【政策等の背景・提案までの経過】

○市長等特別職の給料カットの経過

【行革大綱2006（平成18年度～22年度）における状況】

- ・市長 △20%
- ・副市長 △15%
- ・教育長 △15%

【財政健全化計画2011（平成23年度～28年度）における状況】

- ・市長 △25%
- ・副市長 △20%
- ・教育長 △20%

【平成29年度以降における状況】

- ・市長 △25%（平成30年3月末まで）
- ・副市長 △20%（平成30年3月末まで）
- ・教育長 △20%（平成30年3月末まで）

【平成31年度以降における状況】

- ・市長 △20%
- ・副市長 △20%
- ・教育長 △20%

【政策等の効果及び費用】

○給与減額による財政健全化の効果額 7,804千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

総務課 職員係（45-1603）

添付資料

・新旧対照表

第1条関係

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

新 現 行	旧 対 照 表
<p>附 則 1～10 (略)</p> <p>11 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額720,000円とし、副市長の給料は月額584,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p>	<p>附 則 1～10 (略)</p> <p>11 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額720,000円とし、副市長の給料は月額584,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p> <p>附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第2条関係

宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

新 現 行	旧 対 照 表
<p>附 則 1～7 (略)</p> <p>8 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、給料は月額528,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p>	<p>附 則 1～7 (略)</p> <p>8 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、給料は月額528,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p> <p>附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第27号	宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 附属機関設置の都度、類似事例等を参考として単価設定を行ってきた非常勤特別職の報酬について見直し、適正で統一した単価を設定するもの。</p> <p>◆提案の概要 委員会単位での個別規定を原則廃止し、統一単価を設定。</p> <p>○ 委員長等 9,000円 (ただし、専門的知識を有する者の場合は20,000円)</p> <p>○ 委員 7,500円 (ただし、専門的知識を有する者の場合は17,200円)</p> <p>※専門的知識を有する者とは 医師、弁護士、大学教授その他市長がこれに準ずると認める者</p> <p>◆施行日 令和3年4月1日</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p>	
		<p>【市民参加の状況】</p>	
		<p>【政策等の効果及び費用】</p>	
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
		<p>担当課・係 総務課 職員係 (45-1603)</p>	<p>添付資料 ・新旧対照表</p>

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正後																																												
<p>○宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和60年3月30日 条例第4号</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p>	<p>○宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和60年3月30日 条例第4号</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 教育委員会の委員</td> <td>月額 72,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 選挙管理委員会の委員長</td> <td>同 20,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 同委員</td> <td>同 12,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 公平委員会の委員長</td> <td>年額 105,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 同委員</td> <td>同 60,000円</td> </tr> <tr> <td>(6) 識見を有する者から選出された監査委員</td> <td>月額 120,000円</td> </tr> <tr> <td>(7) 議会の議員から選出された監査委員</td> <td>同 30,000円</td> </tr> <tr> <td>(8) 農業委員会の会長</td> <td>年額 210,000円</td> </tr> <tr> <td>(9) 同委員</td> <td>同 160,000円</td> </tr> <tr> <td>(10) 農地利用最適化推進委員</td> <td>同 160,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	(1) 教育委員会の委員	月額 72,000円	(2) 選挙管理委員会の委員長	同 20,000円	(3) 同委員	同 12,000円	(4) 公平委員会の委員長	年額 105,000円	(5) 同委員	同 60,000円	(6) 識見を有する者から選出された監査委員	月額 120,000円	(7) 議会の議員から選出された監査委員	同 30,000円	(8) 農業委員会の会長	年額 210,000円	(9) 同委員	同 160,000円	(10) 農地利用最適化推進委員	同 160,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 教育委員会の委員</td> <td>月額 72,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 選挙管理委員会の委員長</td> <td>同 20,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 同委員</td> <td>同 12,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 公平委員会の委員長</td> <td>年額 105,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 同委員</td> <td>同 60,000円</td> </tr> <tr> <td>(6) 識見を有する者から選出された監査委員</td> <td>月額 120,000円</td> </tr> <tr> <td>(7) 議会の議員から選出された監査委員</td> <td>同 30,000円</td> </tr> <tr> <td>(8) 農業委員会の会長</td> <td>年額 210,000円</td> </tr> <tr> <td>(9) 同委員</td> <td>同 160,000円</td> </tr> <tr> <td>(10) 農地利用最適化推進委員</td> <td>同 160,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	(1) 教育委員会の委員	月額 72,000円	(2) 選挙管理委員会の委員長	同 20,000円	(3) 同委員	同 12,000円	(4) 公平委員会の委員長	年額 105,000円	(5) 同委員	同 60,000円	(6) 識見を有する者から選出された監査委員	月額 120,000円	(7) 議会の議員から選出された監査委員	同 30,000円	(8) 農業委員会の会長	年額 210,000円	(9) 同委員	同 160,000円	(10) 農地利用最適化推進委員	同 160,000円
区分	報酬の額																																												
(1) 教育委員会の委員	月額 72,000円																																												
(2) 選挙管理委員会の委員長	同 20,000円																																												
(3) 同委員	同 12,000円																																												
(4) 公平委員会の委員長	年額 105,000円																																												
(5) 同委員	同 60,000円																																												
(6) 識見を有する者から選出された監査委員	月額 120,000円																																												
(7) 議会の議員から選出された監査委員	同 30,000円																																												
(8) 農業委員会の会長	年額 210,000円																																												
(9) 同委員	同 160,000円																																												
(10) 農地利用最適化推進委員	同 160,000円																																												
区分	報酬の額																																												
(1) 教育委員会の委員	月額 72,000円																																												
(2) 選挙管理委員会の委員長	同 20,000円																																												
(3) 同委員	同 12,000円																																												
(4) 公平委員会の委員長	年額 105,000円																																												
(5) 同委員	同 60,000円																																												
(6) 識見を有する者から選出された監査委員	月額 120,000円																																												
(7) 議会の議員から選出された監査委員	同 30,000円																																												
(8) 農業委員会の会長	年額 210,000円																																												
(9) 同委員	同 160,000円																																												
(10) 農地利用最適化推進委員	同 160,000円																																												

(11) 固定資産評価審査委員会の委員長	日額 11,000円	(11) 固定資産評価審査委員会の委員長	日額 11,000円
(12) 同委員	同 9,000円	(12) 同委員	同 9,000円
(13) 防災会議委員	同 7,500円	(13) 防災会議委員	同 7,500円
(14) 国民保護協議会委員（幹事及び専門委員を含む。）	同 7,500円	(14) 国民保護協議会委員（幹事及び専門委員を含む。）	同 7,500円
(15) 民生委員推薦会の会長	同 9,000円	(15) 民生委員推薦会の会長	同 9,000円
(16) 同委員	同 7,500円	(16) 同委員	同 7,500円
(17) 国民健康保険運営協議会の会長	同 11,000円	(17) 国民健康保険運営協議会の会長	同 11,000円
(18) 同委員	同 9,000円	(18) 同委員	同 9,000円
(19) 財産区管理会の会長	年額 90,000円以内	(19) 財産区管理会の会長	年額 90,000円以内
(20) 同委員	同 35,000円以内	(20) 同委員	同 35,000円以内
(21) 投票所の投票管理者	国会議員の選挙等の	(21) 投票所の投票管理者	国会議員の選挙等の
(22) 期日前投票所の投票管理者	執行経費の基準に関	(22) 期日前投票所の投票管理者	執行経費の基準に関
(23) 開票管理者	する法律（昭和25年	(23) 開票管理者	する法律（昭和25年
(24) 選挙長	法律第179号）第14	(24) 選挙長	法律第179号）第14
(25) 投票所の投票立会人	条第1項各号に掲げ	(25) 投票所の投票立会人	条第1項各号に掲げ
(26) 期日前投票所の投票立会人	る職の区分に応じ、	(26) 期日前投票所の投票立会人	る職の区分に応じ、
(27) 開票立会人	1回につき、当該各	(27) 開票立会人	1回につき、当該各
(28) 選挙立会人	号に定める額	(28) 選挙立会人	号に定める額
(29) ふるさと宮津を守り育てる条例審議会の会長	日額 20,000円	(削る)	(削る)
(30) 同委員	同 15,000円又は7,500円	(削る)	(削る)

(31) 行政不服審査会の会長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(32) 同委員	同 9,000円	(削る)	(削る)
(33) 情報公開・個人情報保護審査会の会長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(34) 同委員	同 9,000円	(削る)	(削る)
(35) 指定管理者選定委員会の会長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(36) 同委員	同 15,000円又は7,500円	(削る)	(削る)
(37) 市有地有効活用事業者選定委員会の座長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(38) 同委員	同 15,000円又は7,500円	(削る)	(削る)
(39) 総合計画策定委員会の委員長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(40) 同委員	同 15,000円又は7,500円	(削る)	(削る)
(41) まち・ひと・しごと創生有識者会議の座長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(42) 同委員	同 15,000円又は7,500円	(削る)	(削る)
(43) 公共施設マネジメント推進会議の座長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(44) 同委員	同 15,000円又は7,500円	(削る)	(削る)
(45) 環境基本計画策定委員会の委員長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(46) 同委員	同 7,500円	(削る)	(削る)
(47) 男女共同参画審議会の会長	同 20,000円	(削る)	(削る)

(48) 同委員	同 7,500円	(削る)	(削る)
(49) 非常勤職員公務災害補償等認定委員会委員	同 17,200円	(削る)	(削る)
(50) 非常勤職員公務災害補償等審査会委員	同 17,200円	(削る)	(削る)
(51) いじめ調査委員会の会長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(52) 同委員	同 7,500円	(削る)	(削る)
(53) 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員 会の会長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(54) 同委員	同 17,200円又は7, 500円	(削る)	(削る)
(55) 自殺対策推進協議会の会長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(56) 同委員	同 17,200円又は7, 500円	(削る)	(削る)
(57) 地域医療のあり方検討委員会の会長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(58) 同委員	同 17,200円又は7, 500円	(削る)	(削る)
(59) 老人ホーム入所判定委員会の委員長	同 7,500円	(削る)	(削る)
(60) 同委員	同 5,500円	(削る)	(削る)
(61) 介護認定審査会委員	同 17,200円	(29) 介護認定審査会委員	日額 17,200円
(62) 子ども・子育て会議の会長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(63) 同委員	同 7,500円	(削る)	(削る)
(64) 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	同 17,200円	(30) 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	同 17,200円
(65) 休日応急診療所運営委員会委員	同 5,000円	(31) 休日応急診療所運営委員会委員	同 5,000円

(66) 市営住宅等入居者選考委員会委員	同 7,500円	(削る)	(削る)
(67) 教育支援委員会委員	同 7,500円	(削る)	(削る)
(68) いじめ防止対策推進委員会の会長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(69) 同委員	同 7,500円	(削る)	(削る)
(70) 小中一貫教育研究推進協議会の会長	同 20,000円	(削る)	(削る)
(71) 同委員	同 7,500円	(削る)	(削る)
(72) 第29号から前号までに掲げる者以外の者で、法令又は条例等により設けられた委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員長等	同 9,000円	(32) 前3号に掲げる者以外の者で、法令又は条例等により設けられた委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員長等	同 9,000円（医師、弁護士、大学教授その他市長がこれに準ずると認める者である場合は、20,000円）
(73) 同委員	同 7,500円	(33) 同委員	同 7,500円（医師、弁護士、大学教授その他市長がこれに準ずると認める者である場合は17,200円）
(74) 産業医	月額 30,000円	(34) 産業医	月額 30,000円
(75) 顧問弁護士	同 70,000円	(35) 顧問弁護士	同 70,000円
(76) 保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円及び人数割報酬（園児1人につき1,010円）を加えた額	(36) 保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円及び人数割報酬（園児1人につき1,010円）を加えた額

(77) 福祉事務所嘱託医	月額 65,000円	(37) 福祉事務所嘱託医	月額 65,000円
(78) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 28,100円	(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 28,100円
(79) 歯科衛生士	同 6,000円又は4,500円	(39) 歯科衛生士	同 6,000円又は4,500円
(80) 臨床心理士	同 9,800円又は6,200円	(40) 臨床心理士	同 9,800円又は6,200円
(81) 児童指導員	同 6,200円	(41) 児童指導員	同 6,200円
(82) 認知症初期集中支援チーム員	同 10,000円	(42) 認知症初期集中支援チーム員	同 10,000円
(83) 休日応急診療所管理医師	月額 70,000円	(43) 休日応急診療所管理医師	月額 70,000円
(84) 休日応急診療所医師	日額 90,000円（年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、135,000円）	(44) 休日応急診療所医師	日額 90,000円（年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、135,000円）
(85) 休日応急診療所看護師	同 11,500円（年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500円）	(45) 休日応急診療所看護師	同 11,500円（年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500円）
(86) 小学校嘱託医及び小学校嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人数割報酬（児童1人につき1,	(46) 小学校嘱託医及び小学校嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人数割報酬（児童1人につき1,

	010円)及び就学時健 診報酬20,000円を加 えた額		010円)及び就学時健 診報酬20,000円を加 えた額
(87) 小学校嘱託医 (耳鼻科)	同 人数割報酬 (児 童1人につき430円)	(47) 小学校嘱託医 (耳鼻科)	同 人数割報酬 (児 童1人につき430円)
(88) 小学校嘱託医 (眼科)	同 基本報酬 (実施 校1校につき10,000 円)に人数割報酬 (児 童1人につき275円) を加えた額	(48) 小学校嘱託医 (眼科)	同 基本報酬 (実施 校1校につき10,000 円)に人数割報酬 (児 童1人につき275円) を加えた額
(89) 小学校嘱託薬剤師	同 157,000円	(49) 小学校嘱託薬剤師	同 157,000円
(90) 中学校嘱託医及び中学校嘱託歯科医	同 基本報酬224,00 0円に人数割報酬 (生 徒1人につき1,010 円)を加えた額	(50) 中学校嘱託医及び中学校嘱託歯科医	同 基本報酬224,00 0円に人数割報酬 (生 徒1人につき1,010 円)を加えた額
(91) 中学校嘱託医 (耳鼻科)	同 人数割報酬 (生 徒1人につき430円)	(51) 中学校嘱託医 (耳鼻科)	同 人数割報酬 (生 徒1人につき430円)
(92) 中学校嘱託医 (眼科)	同 基本報酬 (実施 校1校につき10,000 円)に人数割報酬 (生 徒1人につき275円)	(52) 中学校嘱託医 (眼科)	同 基本報酬 (実施 校1校につき10,000 円)に人数割報酬 (生 徒1人につき275円)

	を加えた額		を加えた額
(93) 中学校嘱託薬剤師	同 157,000円	(53) 中学校嘱託薬剤師	同 157,000円
(94) 幼稚園長（小学校長兼務）	月額 7,500円	(54) 幼稚園長（小学校長兼務）	月額 7,500円
(95) 幼稚園嘱託医及び幼稚園嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人数割報酬（園児1人につき1,010円）を加えた額	(55) 幼稚園嘱託医及び幼稚園嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人数割報酬（園児1人につき1,010円）を加えた額
(96) 幼稚園嘱託薬剤師	同 157,000円	(56) 幼稚園嘱託薬剤師	同 157,000円
(97) 地区公民館長	月額 23,000円	(57) 地区公民館長	月額 23,000円
(98) 地区公民館主事	同 34,000円	(58) 地区公民館主事	同 34,000円
(99) 公民館活動指導員	同 23,000円	(59) 公民館活動指導員	同 23,000円
(100) スポーツ推進委員の会長	年額 20,000円	(60) スポーツ推進委員の会長	年額 20,000円
(101) 同委員	同 18,000円	(61) 同委員	同 18,000円
(102) 第74号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額	(62) 第34号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第28号	宮津市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について	区分	条例の制定
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 企業から本市への企業版ふるさと納税による寄附金について、複数年度にわたって実施する地方創生事業の事業費への充当を可能とするため、地方自治法第241条第1項の規定により、新たに基金を設置するための条例を制定するもの。</p> <p>※「企業版ふるさと納税」：地方公共団体が地域再生を図るために行う事業に対して企業が寄附を行った場合に、寄附額の最大9割の法人関係税が軽減される制度</p> <p>◆提案の概要 ＜基金の用途＞ 宮津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業</p> <p>◆施行日 公布の日</p> <p>◆参考 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p>	
		<p>○令和2年3月31日 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）対象事業の地域再生計画認定</p> <p>○令和2年12月25日 SCBふるさと応援団申請事業の採択（寄附金決定額10,000千円）</p> <p>○令和3年2月 信金中央金庫より寄附金の受入</p>	
		<p>【市民参加の状況】</p>	
		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>「宮津の宝を育むチャレンジプロジェクト事業」に、R3～R5の3か年で当該基金から10,000千円充当予定</p>	
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
<p>担当課・係</p>		<p>添付資料</p>	
<p>企画課 魅力発信係（45-1609）</p>		<p>—</p>	

議第28号

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第29号
議第30号

宮津市未来を担う人財応援奨学金基金条例の制定について
宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例の制定
について

区分

条例の制定

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 宮津市の未来を担う人材を育成及び確保し、ふるさとへの愛着心の醸成と定住促進を図るため、修学を容易にする奨学金の貸与制度を創設するとともに、複数年にわたる貸与資金に係る財源を確保するため、基金を設置する。</p> <p>◆提案の概要 【貸与に関する条例】 対象者：高等学校又は高等専門学校卒業（卒業見込み及び高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を含む。）後、翌年度又は翌々年度に、学校教育法第1条に規定する大学及び同法第124条に規定する専修学校（以下「大学等」という。）に進学予定の者として市長が適当と認める者 貸与額：規則で定める額 下記以外の世帯に属する者 年額60万円 住民税非課税世帯に属する者 年額30万円 貸付利息：無利息 その他：大学等の卒業後、奨学金を受けた期間本市に住所を定めることにより奨学金の返還を免除</p> <p>【基金条例】 基金の用途：宮津市未来を担う人財応援奨学金 基金の原資：企業版ふるさと納税、一般ふるさと納税及び一般寄附金</p> <p>◆施行日 令和3年4月1日</p> <p>◆参考 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p>	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>進学や就職等による宮津出身者のUターンする割合が低くなっており、本市の未来を担う人材が不足している。 H17国勢調査 15-19歳 1,002人 H22国勢調査 20-24歳 447人 H27国勢調査 25-29歳 590人</p> <p>【市民参加の状況】</p> <p>【政策等の効果及び費用】 令和3年度の貸与：2名募集（R3当初予算1,200千円） 基金積立金（R3当初予算3,600千円）</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <p>担当課・係 企画課 定住・空家対策係 (45-1607)</p> <p>添付資料</p>
--	--

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第31号

宮津市国民健康保険税条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案内容の主旨・目的

国保制度の財政運営責任を担う京都府から令和3年度分の国民健康保険事業納付金及び標準保険税率が提示されたこと等から、令和3年度の本市国保税率等の所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

1 市町村標準保険税率に基づく国保税率の改定

区分	R2				→	R3			
	所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	5.6%	28.4%	24,000円	17,100円		4.9%	25.6%	21,100円	14,800円
後期分	2.2%	11.0%	9,300円	6,600円		2.3%	11.4%	9,400円	6,600円
介護分	2.2%	13.9%	11,100円	5,600円		2.0%	15.8%	11,300円	5,700円
計	10.0%	53.3%	44,400円	29,300円		9.2%	52.8%	41,800円	27,100円
前年度比	+0.5%	▲3.1%	+700円	+100円		▲0.8%	▲0.5%	▲2,600円	▲2,200円

【参考】

平均保険税額	H29当初	H30当初	R1当初	R2当初	R3当初	前年度比
1人当たり	91,097円	76,940円	87,155円	87,779円	78,850円	▲8,929円
1世帯当たり	149,657円	124,074円	137,111円	137,081円	120,513円	▲16,568円

2 国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法の見直し

個人所得課税の基礎控除額の見直し(給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替)に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の算定において不利益が生じないよう措置

◆施行日

令和3年4月1日

【政策等の背景・報告までの経過】

<国保税率の改定関係>

- H27. 5. 29 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の公布
- H30. 4月 国保制度の都道府県単位化開始
- R3. 2月 京都府から令和3年度分の国保事業費納付金、市町村標準保険税率の本算定の結果が提示・公表
- R3. 2月 宮津市国民健康保険運営協議会において諮問・答申

<軽減判定所得の算定方法の見直し関係>

- R元. 12. 20 令和2年度税制改正の大綱 閣議決定
- R2. 2月 宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問・答申
- R2. 9. 4 地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年度政令第264号)公布

【市民参加の状況】

宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

税務・国保課 国保年金係
(45-1616)

添付資料

- ・新旧対照表
- ・宮津市国民健康保険税条例の一部改正の概要

宮津市国民健康保険税条例の一部改正の概要

1 市町村標準保険税率に基づく国保税率の改定＜推移＞

区分	都道府県単位化前(H29)				H30				R1			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.3%	29.0%	24,500円	21,500円	4.9%	25.0%	20,600円	14,600円	5.5%	30.4%	24,200円	17,200円
後期分	2.5%	5.4%	8,000円	5,900円	2.1%	10.4%	8,600円	6,100円	2.1%	11.4%	9,100円	6,500円
介護分	2.7%	9.3%	10,000円	7,800円	1.7%	12.4%	8,900円	4,600円	1.9%	14.6%	10,400円	5,500円
計	12.5%	43.7%	42,500円	35,200円	8.7%	47.8%	38,100円	25,300円	9.5%	56.4%	43,700円	29,200円
			前年度比		▲3.8%	+4.1%	▲4,400円	▲9,900円	+0.8%	+8.6%	+5,600円	+3,900円

R2				R3			
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
5.6%	28.4%	24,000円	17,100円	4.9%	25.6%	21,100円	14,800円
2.2%	11.0%	9,300円	6,600円	2.3%	11.4%	9,400円	6,600円
2.2%	13.9%	11,100円	5,600円	2.0%	15.8%	11,300円	5,700円
10.0%	53.3%	44,400円	29,300円	9.2%	52.8%	41,800円	27,100円
+0.5%	▲3.1%	+700円	+100円	▲0.8%	▲0.5%	▲2,600円	▲2,200円

2 国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法の見直し

<改正前>

	軽減判定所得(軽減の対象となる所得の基準)
7割軽減	基礎控除額 33万円
5割軽減	基礎控除額 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数(※1)
2割軽減	基礎控除額 33万円 + 52万円 × 被保険者数(※1)

<改正後>

	軽減判定所得(軽減の対象となる所得の基準)
7割軽減	基礎控除額 43万円 + 10万円 × (給与所得者等数(※2) - 1)
5割軽減	基礎控除額 43万円 + 10万円 × (給与所得者等数(※2) - 1) + 28.5万円 × 被保険者数(※1)
2割軽減	基礎控除額 43万円 + 10万円 × (給与所得者等数(※2) - 1) + 52万円 × 被保険者数(※1)

※1 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者も含む。

※2 一定の給与所得者と公的年金等受給者

宮津市国民健康保険税条例の一部改正について

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額(以下(「固定資産税額等」という。)に<u>100分の28.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額(以下(「固定資産税額等」という。)に<u>100分の25.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>21,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)</p>

及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 17,100円

(2) 特定世帯 8,550円

(3) 特定継続世帯 12,825円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の11を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の13.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,100円とする。

及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 14,800円

(2) 特定世帯 7,400円

(3) 特定継続世帯 11,100円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の11.4を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の15.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,600円とする。
(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円

を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,700円とする。
(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 16,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,970円

(イ) 特定世帯 5,990円

(ウ) 特定継続世帯 8,980円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,510円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円

(イ) 特定世帯 2,310円

(ウ) 特定継続世帯 3,470円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,770円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,920円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円

に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28

5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,770円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,360円

(イ) 特定世帯 5,180円

(ウ) 特定継続世帯 7,770円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,580円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円

(イ) 特定世帯 2,310円

(ウ) 特定継続世帯 3,470円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,910円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,990円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,550円

(イ) 特定世帯 4,280円

(ウ) 特定継続世帯 6,420円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,650円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円

(イ) 特定世帯 1,650円

(ウ) 特定継続世帯 2,480円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,550円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,800円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円

に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,400円

(イ) 特定世帯 3,700円

(ウ) 特定継続世帯 5,550円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円

(イ) 特定世帯 1,650円

(ウ) 特定継続世帯 2,480円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,650円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,850円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,420円

(イ) 特定世帯 1,710円

(ウ) 特定継続世帯 2,570円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,860円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,320円

(イ) 特定世帯 660円

(ウ) 特定継続世帯 990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,220円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,120円

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,220円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,960円

(イ) 特定世帯 1,480円

(ウ) 特定継続世帯 2,220円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,880円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,320円

(イ) 特定世帯 660円

(ウ) 特定継続世帯 990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,260円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,140円

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」
とする。

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法 第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第32号	宮津市国民健康保険条例の一部改正について	区分	条例の改正
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が令和3年2月3日に公布されたことから、本条例の一部改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 ●条文整理 「新型コロナウイルス感染症」の定義内容を法令の規定に合わせて改正するもの。</p> <p>◆施行日 公布の日</p>		<p>【政策等の背景・報告までの経過】</p>	
		<p>・令和3年2月3日 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）公布</p>	
		<p>【市民参加の状況】</p>	
		<p>【政策等の効果及び費用】</p>	
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
<p>担当課・係 税務・国保課 国保年金係 (45-1616)</p>		<p>添付資料 ・新旧対照表</p>	

宮津市国民健康保険条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正後
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症</p> <hr/> <p>に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)</p> <p>に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第33号	宮津市保育所条例の一部改正について	区分	条例の改正
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 平成元年度から休止中の宮津市立日ヶ谷保育所について、地区児童数の減少及び施設の老朽化のため令和2年度末をもって廃止することとして、所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 ○宮津市立日ヶ谷保育所を廃止 廃止年月日 令和3年3月31日 ○廃止後の施設について 民間売却を予定</p> <p>〈宮津市立日ヶ谷保育所の沿革〉 認可 昭和28年設置 建築 昭和53年（築42年経過）RC造平屋建、186㎡ 入所定員 30名 〈入所児童数の推移〉 昭和55年 15名 昭和63年 4名 平成元年度より休止中</p> <p>◆施行日 令和3年4月1日</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成元年4月 宮津市立日ヶ谷保育所を休止 平成14年4月 宮津市立宮津保育所を民間運営に移行 平成18年4月 宮津市立宮津保育所を民設民営化（現、亀ヶ丘保育園） 平成20年4月 宮津市立吉津保育所を民設民営化（現、吉津子ども園） 平成24年4月 宮津市立府中保育所を民設民営化（現、府中子ども園） 令和3年3月 宮津市立日ヶ谷保育所を廃止 令和3年4月 宮津市立上宮津保育所を休止 	
		<p>【市民参加の状況】</p>	
		<p>【政策等の効果及び費用】</p>	
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
		<p>担当課・係 社会福祉課 子育て支援係（45-1621）</p>	<p>添付資料 ・新旧対照表</p>

宮津市保育所条例の一部改正について

新旧対照表

現 行			改正後		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
宮津市立上宮津保育所	宮津市字小田226番地	20人	宮津市立上宮津保育所	宮津市字小田226番地	20人
宮津市立日ヶ谷保育所	宮津市字日ヶ谷2085番地	30人	宮津市立養老保育所	宮津市字岩ヶ鼻11番地の6	45人
宮津市立養老保育所	宮津市字岩ヶ鼻11番地の6	45人	宮津市立日置保育所	宮津市字日置1251番地	20人
宮津市立日置保育所	宮津市字日置1251番地	20人	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>		

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第34号	宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 令和2年度税制改正において、未婚のひとり親を対象とした控除が創設されることに伴い、未婚のひとり親のみなし寡婦（夫）適用に係る規定について、所要の見直しを行うもの。</p> <p>◆提案の概要 特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税の算定において、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦等とみなす規定を削除する。</p> <p>◆施行日 公布の日</p> <p>◆適用区分 令和3年9月1日以後の利用に係る利用者負担額の算定から適用</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>○平成30年8月 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令公布 同法施行規則の一部を改正する内閣府令公布</p> <p>○令和元年5月 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律公布 関係政令の整備及び経過措置に関する政令公布 同法施行規則の一部を改正する内閣府令等公布</p> <p>○令和3年1月 地方税法の一部を改正する法律施行 (ひとり親控除の創設及び寡婦（夫）控除の見直し)</p>	
		<p>【市民参加の状況】</p>	
		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>《平成27年度》 「宮津市子ども・子育て支援事業計画(H27～H31)」の重点プロジェクトとして、保護者の負担軽減のため、大幅な引き下げ(現行の2～3割程度)を実施</p> <p>《平成28年度》 国制度改正を受けて、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減措置の拡充</p> <p>《平成29年度》 国制度改正を受けて、低所得世帯・多子世帯等の更なる負担軽減を実施</p> <p>《平成30年度》 みなし寡婦の適用等により、ひとり親家庭等の負担軽減を実施</p> <p>《令和元年度》 幼児教育・保育の無償化実施</p>	
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
		<p>担当課・係</p> <p>社会福祉課 子育て支援係 (45-1621) 学校教育課 学校教育係 (45-1641)</p>	

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

新旧対照表	
現 行	改正後
<p>(利用者負担の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第3号の規定にかかわらず、特定教育・保育施設等を利用する子どもが、その教育・保育給付認定保護者(別表第1のD4-2階層(同表備考4各号に掲げる世帯の場合は、D5-2階層)からD9階層までのいずれかの階層に認定されている世帯に限る。)の18歳未満の子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)のうち、当該最年長の子どもから3人目以降に該当する場合は、その利用者負担の額は、無料とする。</p> <p>(給食費の徴収)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給食費は無料とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定保護者等市町村民税所得割合算額が57,700円以上(子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円以上)の世帯の子どもで、別</p>	<p>(利用者負担の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第3号の規定にかかわらず、特定教育・保育施設等を利用する子どもが、その教育・保育給付認定保護者(別表第1のD4-2階層(同表備考3各号に掲げる世帯の場合は、D5-2階層)からD9階層までのいずれかの階層に認定されている世帯に限る。)の18歳未満の子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)のうち、当該最年長の子どもから3人目以降に該当する場合は、その利用者負担の額は、無料とする。</p> <p>(給食費の徴収)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給食費は無料とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定保護者等市町村民税所得割合算額が57,700円以上(子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円以上)の世帯の子どもで、別</p>

表第1 備考8に該当する場合における当該3人目以降に該当する子ども

(3) (略)

別表第1 (第3条関係)

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の額 (月額)
階層区分	定義	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	0円
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円
C	A階層を除き、市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯	7,700円
D1	A階層を除き、24,300円未満	10,400円
D2	市町村民税課税世帯のうち、24,300円以上48,600円未満	12,600円
D3	税世帯であつて、その所得が48,600円以上53,300円未満	14,400円
D4-1	税世帯であつて、その所得が53,300円以上57,700円未満	16,300円

表第1 備考7に該当する場合における当該3人目以降に該当する子ども

(3) (略)

別表第1 (第3条関係)

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の額 (月額)
階層区分	定義	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	0円
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円
C	A階層を除き、市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯	7,700円
D1	A階層を除き、24,300円未満	10,400円
D2	市町村民税課税世帯のうち、24,300円以上48,600円未満	12,600円
D3	税世帯であつて、その所得が48,600円以上53,300円未満	14,400円
D4-1	税世帯であつて、その所得が53,300円以上57,700円未満	16,300円

D4-	区分に該当す		
2	る世帯	57,700円以上67,800円未満	
D5-		67,800円以上77,101円未満	17,100円
1			
D5-			
2		77,101円以上82,300円未満	
D6		82,300円以上97,000円未満	21,600円
D7		97,000円以上121,000円未満	25,300円
D8		121,000円以上145,000円未満	29,100円
D9		145,000円以上169,000円未満	32,500円
D10		169,000円以上235,000円未満	36,700円
D11		235,000円以上301,000円未満	40,900円
D12		301,000円以上	41,800円

備考

1 この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとし、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者が指定都市（地方自治法

D4-	区分に該当す		
2	る世帯	57,700円以上67,800円未満	
D5-		67,800円以上77,101円未満	17,100円
1			
D5-			
2		77,101円以上82,300円未満	
D6		82,300円以上97,000円未満	21,600円
D7		97,000円以上121,000円未満	25,300円
D8		121,000円以上145,000円未満	29,100円
D9		145,000円以上169,000円未満	32,500円
D10		169,000円以上235,000円未満	36,700円
D11		235,000円以上301,000円未満	40,900円
D12		301,000円以上	41,800円

備考

1 この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとし、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者が指定都市（地方自治法

(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。)をいう。

2 備考1に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、これらの者を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項第2号並びに第314条の2第1項第8号及び第3項の規定を適用する。

3 この表における市町村民税は、4月分から8月分までであっては前年度分の市町村民税を、9月分から翌年3月分までであっては当該年度分の市町村民税をそれぞれ適用するものとする。

(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。)をいう。

2 削る

2 この表における市町村民税は、4月分から8月分までであっては前年度分の市町村民税を、9月分から翌年3月分までであっては当該年度分の市町村民税をそれぞれ適用するものとする。

4 子どもの属する世帯がこの表によるB階層からD5-1階層までに認定された場合で、次に掲げる世帯については、それぞれ次表に掲げる利用者負担の額とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金等の受給者
- (3) 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	利用者負担の額（月額）
B	0円

3 子どもの属する世帯がこの表によるB階層からD5-1階層までに認定された場合で、次に掲げる世帯については、それぞれ次表に掲げる利用者負担の額とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金等の受給者
- (3) 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	利用者負担の額（月額）
B	0円

C	2,200円
D1	3,000円
D2	3,200円
D3	3,700円
D4-1	4,200円
D4-2	
D5-1	4,400円

5 備考4の規定に該当する世帯において特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が複数人いる場合におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから2人目以降については無料とする。

6 子どもの属する世帯がこの表によるB階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考5の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。

7 子どもの属する世帯がこの表によるC階層からD4-1階層までのいずれかの階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考5の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

C	2,200円
D1	3,000円
D2	3,200円
D3	3,700円
D4-1	4,200円
D4-2	
D5-1	4,400円

4 備考3の規定に該当する世帯において特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が複数人いる場合におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから2人目以降については無料とする。

5 子どもの属する世帯がこの表によるB階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考4の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。

6 子どもの属する世帯がこの表によるC階層からD4-1階層までのいずれかの階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考4の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

8 子どもの属する世帯（備考4各号に掲げる世帯を除く。）がこの表によるD4—2階層からD12階層までのいずれかの階層に認定され、当該世帯に次に掲げる小学校就学前子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、当該小学校就学前子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

(1) 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども

ア 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）

イ 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいい、認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）

ウ 特別支援学校（学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法第76条第2項に規定する幼稚部に限る。）

エ 保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいい、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）

(2) 地域型保育又は特例保育を受ける小学校就学前子ども

(3) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設の

7 子どもの属する世帯（備考3各号に掲げる世帯を除く。）がこの表によるD4—2階層からD12階層までのいずれかの階層に認定され、当該世帯に次に掲げる小学校就学前子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、当該小学校就学前子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

(1) 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども

ア 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）

イ 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいい、認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）

ウ 特別支援学校（学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法第76条第2項に規定する幼稚部に限る。）

エ 保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいい、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）

(2) 地域型保育又は特例保育を受ける小学校就学前子ども

(3) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設の

うち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども

(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども

(5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども

別表第2（第6条関係）（略）

うち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども

(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども

(5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども

別表第2（第6条関係）（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、令和3年9月1日以後の利用に係る利用者負担について適用し、同日前の利用に係る利用者負担については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第35号

宮津市介護保険条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

介護保険事業計画の第7期から第8期への改訂に係る第1号被保険者の介護保険料の見直し及び健康保険法施行令等の一部改正に伴う所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

1 介護保険料の改定（第3条）

第8期介護保険事業計画期間（令和3年度～令和5年度）の第1号被保険者の介護保険料について、第8期の受給見込みとあわせて基金60百万円を投入し減額の改正を行うもの。

- 基金残高 162百万円(令和3年度末見込) うち取崩し額 60百万円
- 介護保険料 基準月額 6,672円(第7期 6,980円) 改定率 △4.4%
- 所得段階 13段階、第7～9段階の所得金額を国基準に統一
- 第8期保険料(第7期との比較) 別紙のとおり

2 所得指標における控除額の追加（第3条、附則）

- 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除に係る規定を定めるもの。
- 給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げる税改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料に意図しない影響が生じないように改正するもの。

3 公費による低所得者の保険料軽減の継続

基準額に対する割合

- 対象者：第1段階 36,030円⇒20,020円 0.45⇒0.25
- 第2段階 56,050円⇒36,030円 0.70⇒0.45
- 第3段階 60,050円⇒56,050円 0.75⇒0.70
- 公費負担割合 国1/2、府1/4、市1/4

4 法改正に伴う条文整理

◆施行日

令和3年4月1日（4の改正については公布の日）

【政策等の背景・提案までの経過】

第7期計画期間中の実績及び第8期の事業計画を踏まえた介護給付費、地域支援事業における事業に係る費用、介護報酬の改定等を見込み、保険料率の算定を行った。

令和7年以降の75歳以上人口のピークに向け、保険料の平準化を図るとともに、介護給付費の急激な上昇など不測の事態に備えるため、基金を段階的に取り崩すこととした。

- R2.12 「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)」の公布
- R3.2 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)」の公布

【市民参加の状況】

- ・介護保険料改定の基礎となる第9次宮津市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について、宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会で審議(5回)
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
(R1.11～12月 回収4,120/配布6,030件 回収率 68.3%)
- ・在宅介護実態調査の実施
(R1.11月 回収 520/配布 793件 回収率 65.6%)

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

健康・介護課 介護認定係
(45-1676)

添付資料

- ・新旧対照表
- ・第8期保険料(第7期との比較)

議第35号

○第8期介護保険料（第7期との比較）

別紙

段階	第8期（令和3～5年度）				
	所得などの状況	乗率	月額	年額	上昇率
第1段階	生活保護受給者、又は世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者、若しくは世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.45	3,003円	36,030円	△4.4%
		※1 0.25 (1,335円) (20,020円) (△4.4%)			
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	0.70	4,671円	56,050円	△4.4%
		※1 0.45 (3,003円) (36,030円) (△4.4%)			
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超	0.75	5,004円	60,050円	△4.4%
		※1 0.70 (4,671円) (56,050円) (△4.4%)			
第4段階	本人が市民税非課税で、他の世帯員が市民税課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.85	5,672円	68,060円	△4.4%
第5段階 (基準額)	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	1.00	6,672円	80,070円	△4.4%
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満	1.20	8,007円	96,080円	△4.4%
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上210万円未満	1.35	9,008円	108,090円	△4.4%
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.70	11,343円	136,110円	△4.4%
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.75	11,676円	140,120円	△4.4%
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.90	12,677円	152,130円	△4.4%
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上650万円未満	2.05	13,678円	164,140円	△4.4%
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が650万円以上800万円未満	2.20	14,679円	176,150円	△4.4%
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上	2.25	15,012円	180,150円	△4.4%

段階	第7期（平成30～令和2年度）			
	所得などの状況	乗率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、又は世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者、若しくは世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.45	3,141円	37,700円
		※2 0.25 (1,715円) (20,910円)		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	0.70	4,886円	58,640円
		※2 0.45 (3,111円) (37,700円)		
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超	0.75	5,235円	62,820円
		※2 0.70 (4,386円) (52,610円)		
第4段階	本人が市民税非課税で、他の世帯員が市民税課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.85	5,933円	71,200円
第5段階 (基準額)	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	1.00	6,980円	83,760円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満	1.20	8,376円	100,520円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.35	9,423円	113,080円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.70	11,866円	142,400円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.75	12,215円	146,580円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.90	13,262円	159,150円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上650万円未満	2.05	14,309円	171,710円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が650万円以上800万円未満	2.20	15,356円	184,280円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上	2.25	15,705円	188,460円

【公費による低所得者の保険料軽減】

※1 令和3～5年度については、第1段階の保険料は乗率で0.2（月額1,335円）軽減し、0.25（月額1,668円）
第2段階の保険料は乗率で0.25（月額1,668円）軽減し、0.45（月額3,003円）
第3段階の保険料は乗率で0.05（月額333円）軽減し、0.70（月額4,671円）となります。

※2 令和2年度の軽減後保険料

とする。以下この項において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するものを除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 113,080円

ア 合計所得金額が125万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するものを除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 142,400円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者

場合には、零とする。以下この項において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するものを除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 108,090円

ア 合計所得金額が125万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するものを除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 136,110円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者

を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 146,580円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 159,150円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 171,710円

ア 合計所得金額が500万円以上650万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 140,120円

ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 152,130円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 164,140円

ア 合計所得金額が500万円以上650万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 184,280円

- ア 合計所得金額が650万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 188,460円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,940円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、37,700円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、58,640円とする。

附 則

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第13条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を

(12) 次のいずれかに該当する者 176,150円

- ア 合計所得金額が650万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 180,150円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,020円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,030円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、56,050円とする。

附 則

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第13条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を

取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)

により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 略

2 略

取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。)

により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 略

2 略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第14条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。))の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規

定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第13条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第36号	宮津市営駐車場条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	--------------------	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津市営天橋立駐車場の入出場時間を利用実態に即した取扱いに変更するとともに、料金収入の増加を図るため、宮津市営宮津駅前駐車場とあわせ料金等の改定を行うもの。

◆提案の概要

- 入出場時間
(別表第1)

(現行)		(改正)	
市営天橋立駐車場	入出場時間	市営天橋立駐車場	入出場時間
	午前8時から午後5時		午前9時から午後5時

- 駐車料金
(別表第2)

(現行)				(改正)			
区分	入出場時間	料金		区分	入出場時間	料金	
市営天橋立駐車場	大型車	午前8時から午後5時	1,200円	市営天橋立駐車場	大型車	午前9時から午後5時	1,500円
		泊車(翌午前10時まで)	1,000円			泊車(翌午前10時まで)	1,200円
	普通車	午前8時から午後5時	600円		普通車	午前9時から午後5時	700円
		泊車(翌午前10時まで)	500円			泊車(翌午前10時まで)	600円
	二輪	午前8時から午後5時	300円		二輪	午前9時から午後5時	400円
		泊車(翌午前10時まで)	200円			泊車(翌午前10時まで)	300円
市営宮津駅前駐車場	普通車	20分以内	無料	市営宮津駅前駐車場	普通車	30分以内	無料
		20分を超える1時間以内	100円			30分を超える1時間まで	100円
		1時間を超える30分までごとに	50円			—	—
		午前0時までごとの限度額	500円			入場後24時間までごとの限度額	1,000円

- 供用時間及び入出場時間変更の場合の取扱いを追加

◆施行日

令和3年4月1日(ただし、別表第2の規定は令和3年7月1日から適用)

【政策等の背景・提案までの経過】

〔市営天橋立駐車場〕

○平成12年4月21日 駐車場開業(供用開始)

〔市営宮津駅前駐車場〕

○平成14年4月1日 駐車場開業(供用開始)

○平成24年4月1日 全自動料金精算システム導入(24時間化)

▼近年の利用台数及び収入実績

【宮津市営天橋立駐車場】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度(11月末)
総駐車台数(台)	20,408	18,978	17,242	16,545	20,206	12,608
総料金収入(円)	12,096,200	11,242,600	10,196,800	9,809,300	11,969,600	7,453,500

【宮津市営宮津駅前駐車場】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度(11月末)
総駐車台数(台)	18,277	17,447	17,640	16,392	16,507	8,362
総料金収入(円)	5,112,050	4,721,050	4,865,400	5,190,050	5,132,000	2,069,600

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

商工観光課 観光係(45-1625)

添付資料

・新旧対照表

宮津市営駐車場条例の一部改正について

新旧対照表

現 行				改正後			
(駐車料金)				(駐車料金)			
第5条 駐車場に自動車を駐車させる者（以下「使用者」という。） は、別表第2に定める駐車料金を納付しなければならない。				第5条 駐車場に自動車を駐車させる者（以下「使用者」という。） は、別表第2に定める駐車料金を納付しなければならない。 <u>ただし、 第3条第2項の規定により供用時間又は入出場時間の変更をしたとき は、同表に定める時間も同様に変更したものとみなす。</u>			
2 (略)				2 (略)			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
区分		供用時間		区分		供用時間	
天橋立駐車場		全日		天橋立駐車場		全日	
宮津駅前駐 車場		全日		宮津駅前駐 車場		全日	
天橋立駐車場		午前8時から午後5時まで		天橋立駐車場		午前9時から午後5時まで	
宮津駅前駐 車場		全日		宮津駅前駐 車場		全日	
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）			
駐車料金				駐車料金			
区分		金額 (駐車1回1台につき)		区分		金額 (駐車1回1台につき)	
天橋立 駐車場	大型自動 車、大型特 殊自動車及	午前8時から午後5時 までの間	1,200円	天橋立 駐車場	大型自動 車、大型特 殊自動車及	午前9時から午後5時 までの間	1,500円
原則として入場の 際に納付するもの とする。				原則として入場の 際に納付するもの とする。			

	び中型自動車	午後5時を超えて引き続き駐車させた場合は、翌日の午前10時に至るまでの間	1,000円	出場の際に納付するものとする。
	準中型自動車、普通自動車及び小型特殊自動車	午前8時から午後5時までの間	600円	原則として入場の際に納付するものとする。
	大型自動車	午後5時を超えて引き続き駐車させた場合は、翌日の午前10時に至るまでの間	500円	出場の際に納付するものとする。
	大型自動車及び普通自動車	午前8時から午後5時までの間	300円	原則として入場の際に納付するものとする。
	普通自動車	午後5時を超えて引き続き駐車させた場合は、翌日の午前10時に至るまでの間	200円	出場の際に納付するものとする。
宮津駅前駐車場	普通自動車	20分以内	無料	出場の際に納付するものとする。
		20分を超える1時間以内	100円	
		1時間を超える30分までごとに	50円	
		午前0時までごとの限度	500円	

	び中型自動車	午後5時を超えて引き続き駐車させた場合は、翌日の午前10時に至るまでの間	1,200円	出場の際に納付するものとする。
	準中型自動車、普通自動車及び小型特殊自動車	午前9時から午後5時までの間	700円	原則として入場の際に納付するものとする。
	大型自動車	午後5時を超えて引き続き駐車させた場合は、翌日の午前10時に至るまでの間	600円	出場の際に納付するものとする。
	大型自動車及び普通自動車	午前9時から午後5時までの間	400円	原則として入場の際に納付するものとする。
	普通自動車	午後5時を超えて引き続き駐車させた場合は、翌日の午前10時に至るまでの間	300円	出場の際に納付するものとする。
宮津駅前駐車場	普通自動車	30分以内	無料	出場の際に納付するものとする。
		30分を超える1時間までごとに	100円	
		入場後24時間までごとの限度額	1,000円	

	額 駐車券を亡失し、又は破損した場合	3,000円			駐車券を亡失し、又は破損した場合	3,000円	
<p>備考 宮津駅前駐車場における午前0時を経過しての継続利用にあつては、午前0時に達した時点で出庫及び入庫があったものとみなして、当該継続利用の駐車料金を算出する。</p>				<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 改正後の別表第2の規定は、令和3年7月1日以後に出場する自動車の駐車料金について適用し、同日前に出場する自動車の駐車料金については、なお従前の例による。</p>			

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第37号	宮津市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給基金条例の制定について	区分	条例の制定
-------	------------------------------------	----	-------

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 国庫補助金「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、複数年度にわたって実施する新型コロナウイルス対応（利子補給に係るものに限る）への事業費への充当を可能とするため、地方自治法第241条第1項の規定により、新たに基金を設置するための条例を制定するもの。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象基金要件 基金を取り崩した場合に、対象事業（利子補給事業）に充当されることが条例により担保されていること等の要件を満たす場合に限り、基金積立金を交付対象とするもの。</p> <p>◆提案の概要 基金の用途：宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金 ※新型コロナウイルスによる影響に対するために要する融資に係る利息について、3年間の利子補給を行うもの。</p> <p>◆施行日 公布の日</p> <p>◆参考 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p>	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>R2.5：新型コロナウイルス対応資金特別支援事業の創設 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用 *利子補給制度 R2.1.29～R3.3.31の間に新型コロナウイルス対応に要する融資を実行した者（市税滞納者は除く）について、支払利息の10/10を3年間支給。 （融資上限額4,000万円。国府の制度により実質的に無利子となる者を除く） *信用保証料助成制度 セーフティネット4号又は5号、危機関連保証の認定を受け、R3.3.31までに京都府の制度融資（新型コロナウイルス対応のもの）を実行した者（市税滞納者は除く）について、信用保証料の10/10（上限額40万円）を助成。</p> <p>※R3.1現在、19件の融資について利子補給対象として認定 （信用保証料助成は22件について助成）</p>			
	<p>【市民参加の状況】</p>			
	<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>令和3年以降の利子補給の見込額：約6,600千円（R3～R6） 基金積立金（R2.3補正予算 4,000千円）</p>			
	<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>担当課・係</td> <td>添付資料</td> </tr> <tr> <td>商工観光課 商工係（45-1663）</td> <td></td> </tr> </table>	担当課・係	添付資料	商工観光課 商工係（45-1663）
担当課・係	添付資料			
商工観光課 商工係（45-1663）				

議第37号

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第38号	宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程の廃止について	区分	条例の廃止
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業は、土地区画整理法の規定に基づき、当該施行規程と事業計画を定めて施行した。 今回、施行規程で定める清算金の徴収が終了し、事業が完了したため、当該施行規程を廃止するもの。</p> <p>◆提案の概要 宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程の廃止</p> <p>◆施行日 令和3年4月1日</p> <p>◆参考 土地区画整理法（昭和29年法律第119号） （土地区画整理事業の施行） 第3条（略） 4 都道府県又は市町村は、施行区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。 （施行規程及び事業計画の決定） 第52条 都道府県又は市町村は、第3条第4項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、その事業計画において定める設計の概要について、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。 （施行規程） 第53条 前条第1項の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>平成7年2月 宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業の都市計画決定 平成7年12月 宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業の事業認可 平成17年3月 換地処分 令和2年10月 清算金の徴収終了</p>	
		<p>【市民参加の状況】</p>	
		<p>【政策等の効果及び費用】</p>	
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
		<p>担当課・係</p> <p>都市住宅課 都市計画係（45-1630）</p>	<p>添付資料</p>

宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について

新旧対照表	
現 行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第4条の規定に基づき、宮津市立小学校条例(昭和39年条例第17号)第1条に規定する小学校(宮津小学校、栗田小学校、吉津小学校及び府中小学校に限る。以下「小学校」という。)及び宮津市立中学校設置条例(昭和39年条例第18号)第1条に規定する中学校(以下「中学校」という。)を対象として実施するセンター方式による学校給食_____ (複数の学校_____の給食を一括して調理及び配送等を行い提供する給食をいう。以下単に「学校給食」という。)に係る学校給食費(法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。) _____の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第2条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒_____ (以下「児童等」という。)の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条 _____に規定する保護者をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第4条の規定に基づき、宮津市立小学校条例(昭和39年条例第17号)第1条に規定する小学校(宮津小学校、栗田小学校、吉津小学校及び府中小学校に限る。以下「小学校」という。)及び宮津市立中学校設置条例(昭和39年条例第18号)第1条に規定する中学校(以下「中学校」という。)を対象として実施するセンター方式による学校給食及びこれに準じて宮津市立幼稚園設置条例(昭和49年条例第28号)第1条に規定する幼稚園に対して実施する幼稚園給食(複数の学校及び幼稚園の給食を一括して調理及び配送等を行い提供する給食をいう。以下これらを「学校給食」という。)に係る学校給食費(法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。)及び幼稚園給食費(以下単に「学校給食費」という。)の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第2条 市長は、学校給食を受ける児童、生徒又は園児(以下「児童等」という。)の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。</p>

以下同じ。)及び教職員等から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第3条 学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則で定めるところにより、各号に定める額の精算及び調整を行うことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 小学校及び中学校の教職員等 年額51,600円

附 則

以下同じ。)及び教職員等から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第3条 学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則で定めるところにより、各号に定める額の精算及び調整を行うことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園園児の保護者 年額33,600円

(4) 小学校、中学校及び幼稚園の教職員等 年額51,600円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

